

令和7年度中小企業者等物価高騰対策支援金 Q&A

令和7年6月4日

Q1. 対象となる中小企業者等とは、どれくらいの規模の事業者のことですか？

A1. 中小企業基本法に基づく中小企業者や小規模企業者で、以下の表に当てはまる会社または個人事業主が対象となります。

業種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種※	3億円以下	または 300人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
サービス業	5千万円以下	または 100人以下
小売業	5千万円以下	または 50人以下

※農林漁業は「その他の業種」に該当

なお、社会福祉法人や医療法人、NPO法人、一般（公益）社団・財団法人等は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、本支援金においては対象外となります。

Q2. 農家は対象になりますか？

A2. 農家の方も対象となります。ただし、農業収入額が50万円未満であるなど要件を満たさない場合は対象外となります。

Q3. 創業間もない新規創業者は対象になりますか？

A3. 令和6年4月1日以前に町内で創業（開業）し、1年以上事業を営んでいる事業者の方は対象となります。

Q4. 事業所は町内にありますが、住民票は町外にあります。対象となりますか？

A4. 個人事業主の場合、町内に住民票がある方が対象となります。
一方、法人の場合は、町内に本店所在地を有する事業者が対象となります。（ただし、町内において事業実態がないなどの場合には対象外となる可能性があります。）

Q5. 町内に複数の事業所がありますが、事業所ごとに申請はできますか？

A5. 町内の事業所数に関わらず1事業者につき1回限りの申請（交付）となりますので、事業所ごとの申請はできません。

Q6. 申請書類はどこで入手できますか？

A5. 町のホームページに掲載しておりますので、ダウンロード・印刷してご使用ください。
また、神川町役場2階経済観光課窓口、神泉総合支所地域振興課窓口、神川町商工会に申請書類を配架・配布しております。

Q 7. 申請書兼請求書の「売上高又は事業収入額」には何を記載すればよいですか？

A 7. **法人の場合**：法人事業概況説明書の「売上（収入）高」欄の金額を円単位でご記載ください。

法人事業概況説明書 F B 1 0 0 7

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人屋号()	事業年度 自令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 至令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	税務署 〇〇〇〇	税務署 〇〇〇〇
法人名 ()	電話()	本社ホームページの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(本社ホームページアドレス)
1 事業内容	(1) 国内支店・店舗数 〇〇 (2) 国内子会社数 〇〇	(3) 海外支店・店舗数 〇〇 (4) 海外子会社数 〇〇	(5) 国内子会社のうち出資額が50%以上の海外子会社数 〇〇
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤従業員 〇〇 (2) 期末従業員 〇〇 (3) 期末従業員のうち代表者家族数 〇〇	(4) 期末従業員のうちアルバイト数 〇〇 (5) 資金の定め方 (6) 社宅・寮の有無	(7) 株主又は株式所有(うち) 〇〇
10 主要科目	売上(収入)高 〇〇〇〇	特別損失 〇〇〇〇	税引前当期損益 〇〇〇〇

※各科目の単位：千円

10 注意 千円単位

この用紙はとじままにしてください

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

個人事業主の場合：申告書の「収入金額等」欄の事業（営業等・農業）の金額をご記載ください。

税務署長 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 **令和 06 年分の 所得税及びの 復興特別所得税の 申告書** F A 2 2 0 4

納税地 〇〇〇〇 個人番号(マイナンバー) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 生年月日 〇〇. 〇〇. 〇〇

現在の住所又は居所 〇〇〇〇 フリガナ 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇

令和7年1月1日現在の住所 〇〇〇〇 職業 〇〇 番号 〇〇 世帯主の氏名 〇〇 世帯主との続柄 〇〇

<p>収入金額等 (単位は円)</p> <p>事業 営業等 〇〇 (2)</p> <p>農業 〇〇 (1)</p> <p>不動産 〇〇 (7)</p> <p>配当 〇〇 (8)</p> <p>給与 〇〇 (9)</p> <p>公的年金等 〇〇 (10)</p> <p>雑収入 〇〇 (11)</p> <p>その他 〇〇 (12)</p> <p>短期譲渡 〇〇 (13)</p> <p>長期譲渡 〇〇 (14)</p> <p>一時所得 〇〇 (15)</p>	<p>税</p> <p>課税される所得金額 (20) 〇〇〇</p> <p>上の(20)に対する税額又は第三表の(20) 〇〇〇 (31)</p> <p>配当控除 (32)</p> <p>配当 〇〇 (33)</p> <p>政治等寄附金等特別控除 (34) 〇〇</p> <p>住宅耐震改修特別控除等 (35) 〇〇</p> <p>差引所得税額 (41)</p> <p>災害減免額 (42)</p> <p>再差引所得税額 (43) 〇〇〇〇</p> <p>令和6年分特別控除 (44) 〇〇〇〇</p> <p>再々差引所得税額(繰上控除) (45)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第一表 (令和六年分用)

定額減税実施済額は、(43)と(44)のい

Q 8. 町・県民税申告のみ行っており、確定申告書類がありませんが、申請できませんか？

A 8. 町・県民税申告のみの方は、町・県民税申告書および収支内訳書の写しをもって、確定申告書類とみなしますので、それらの書類を添付のうえ、ご申請ください。

Q 9. 申請から振込までにどれくらいの期間がかかりますか？

A 9. 申請書類に不備がなければ、概ね1か月～1か月半程度でご指定の口座へ振込する予定です。交付が決定した方には、「交付決定通知書」を送付いたします。なお、振込完了のお知らせはいたしませんので、通帳の記帳等によりご確認ください。

Q 10. ネット銀行や当座預金で通帳がない場合は、通帳の写しはどうすればよいですか？

A 10. 金融機関名、店番、口座番号及び口座名義人フリガナが確認できる書類をご提出ください。

【例】 ネット銀行により通帳がない場合：口座情報が記載された画面を印刷したもの
当座預金で通帳がない場合：当座勘定照合表等の書類

Q 11. 個人事業主で事業収入額が50万円以上であるが、それを上回る不動産収入があります。この場合は対象になりますか？

A 11. 事業収入額を不動産収入額が上回る場合は、主たる収入が不動産収入となりますので、対象外となります。同様に、事業収入額を公的年金等雑収入額が上回る場合なども対象外となります。

Q 12. この支援金は課税対象ですか？

A 12. 雑収入に該当するため、課税対象となります。